

国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する 法律案（財政健全化責任法案）の概要

1. 目的（第1条）

この法律は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算作成における遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めることにより、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保することを目的とする。

2. 財政の健全化の趣旨（第2条）

財政の健全化は、少子高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が極めて危機的な状況にあることを踏まえ、国民生活の安定及び経済の持続的な成長を図りつつ、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保し、国の内外において我が国の財政に対する信認を確保することが緊要な課題であることにかんがみ、将来にわたり安定的に運営することが可能な社会保障制度の構築等を図るために必要な財源の安定的な確保に向けた消費税を含む税制の抜本的な改革に関する措置その他の財政収支を改善するために必要な措置を講じ、持続可能な財政構造を確立するために行われるものとする。

3. 国の責務（第3条）

国は、2の趣旨にのっとり、この法律の定めるところにより、財政の健全化を推進する責務を有する。

4. 地方公共団体の責務等（第4条）

- (1) 地方公共団体は、5の財政健全化目標の達成に資するよう、国の財政の健全化に関する施策に呼応し、及び並行して、その財政の自主的かつ自立的な健全化を推進するものとする。
- (2) 政府は、地方公共団体の財政の自主的かつ自立的な健全化が円滑に推進されるよう、地方公共団体に対し、適切に行政上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

5. 財政健全化目標（第5条）

財政の健全化の推進は、一会計年度の国及び地方公共団体の財政赤字額が生じないようにすることを目指しつつ、次に掲げる当面の目標（以下「財政健全化目標」という。）を達成するよう行われるものとする。

- (1) 平成33年度以降において一会計年度末の国の長期債務残高及び地方公共団体の長期債務残高の合計額の対国内総生産比が安定的に低下する財政構造を実現すること。
- (2) (1)の達成のため、国の基礎的財政収支額及び地方公共団体の基礎的財政収支額の合計額（以下「当該合計額」という。）を、次のとおり改善すること。
 - ① 平成32年度までを目途に、当該合計額の黒字化を確実に達成すること。
 - ② 遅くとも平成27年度までに、当該合計額の対国内総生産比を平成22年度の当該合計額の対国内総生産比の2分の1以下とすること。

6. 財政健全化中期計画の策定（第6条）

- (1) 政府は、財政健全化目標の達成に資するよう、財政健全化期間（平成23年度から平成32年度までの期間をいう。以下同じ。）における各年度の前年度において、財政法第17条各項の送付に先立って、当該年度の翌年度以降5ヵ年度を1期とする財政の健全化に関する中期計画（以下「財政健全化中期計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 政府は、(1)により財政健全化中期計画を定めたときは、遅滞なくこれを国会に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 財政健全化中期計画においては、次の事項について定めるものとする。
 - ① 国の財政の健全化の推進のために政府が各年度において講ずべき措置に関する事項
 - ② 地方公共団体が自主的かつ自立的に行う財政の健全化に資するために政府が各年度において講ずべき措置に関する事項
 - ③ ①及び②のほか、国及び地方公共団体の財政の健全化のために必要な事項
- (4) 財政健全化中期計画を定めるに当たっては、毎年度の国の財政収支の改善が図られるよう配慮するものとする。
- (5) 政府は、経済社会情勢の変化を勘案し、及び財政健全化目標の達成状況を踏まえ、必要があると認めるときは、財政健全化中期計画を変更するものとする。
- (6) 政府は、(5)により財政健全化中期計画を変更したときは、遅滞なくこれを国会に提出し、その承認を受けるものとする。

7. 予算作成における遵守事項（第7条）

- (1) 政府は、財政健全化期間における各年度の予算の作成に当たっては、財政健全化目標及び財政健全化中期計画との整合性の確保を図るものとする。
- (2) 政府は、財政健全化期間における各年度の予算の作成に当たって新たに予算を伴う施策を実施しようとするときは、原則として、当該施策の実施に要すると見込まれる経費の額を上回る額の財源を安定的に確保するものとする。

8. 国会への報告（第8条）

政府は、財政健全化期間における各年度の翌年度において、当該年度の前年度までの財政健全化目標の達成に向けた取組の進捗状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表するものとする。

9. 社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革（第9条）

- (1) 政府は、2の趣旨を踏まえ、安心して豊かな福祉社会及び公正で活力ある社会を実現するため、年金、医療及び介護に係る社会保障制度について将来にわたり安定的に運営するために必要な措置並びに少子化に対処するために必要な措置を講ずるとともに、これらに要する財源を安定的に確保するため、所得税法等の一部を改正する法律附則第104条の趣旨を踏まえつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- (2) (1)の措置が講ぜられるに当たっては、党派を超えた国会議員により構成される会議を設置し、その会議において国民的視点から諸施策を検討するほか、学識経験者その他広く国民の意見を求め、その合意形成が図られるものとする。

10. その他（附則）

- (1) この法律は、公布の日から施行する。
- (2) 著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、財政健全化目標の達成時期及びこれに関連する事項について検討が加えられ、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置が講ぜられるものとする。
- (3) 財政構造改革の推進に関する特別措置法等は、廃止する。